

第 36 回信託法学会総会および研究発表会のご案内

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。

さて、このたび第 36 回信託法学会総会および研究発表会を別紙の要領により開催する運びとなりました。

会員の皆様におかれましては、万障お繰り合わせのうえご出席くださいますよう、お願いかたがたご案内申しあげます。

敬 具

平成 23 年 4 月

信 託 法 学 会

理事長 能 見 善 久

1. 日 時：平成 23 年 6 月 11 日（土） 10:30～17:10（受付は 10:00 から行います。）

2. 場 所：近畿大学 本部キャンパス B館301教室（後掲案内図ご参照）

3. 次 第：

○ 開 会 10:30

○ 研究報告

(10:30～11:30) 平成 18 年信託法改正と信託業務

(報告者) 社団法人信託協会 岡 本 康 二

(司会者) 京 都 大 学 木 南 敦

(11:40～12:40) 個人を受託者とする信託の課題と対応策に関する考察

(報告者) りそな銀行 野 口 雄 介

(司会者) 中 央 大 学 新 井 誠

○ 総 会 12:45～

議 案 (1) 役員の選任

(2) 平成 22 年度会計報告

(3) 平成 23 年度予算

—昼食・休憩—

○ シンポジウム 「民法から信託を考える」 (14:10～17:10)

(司会者) 立 教 大 学 角 紀 代 恵

報 告

はじめに

(報告者) 立 教 大 学 角 紀 代 恵

民法の空洞化？：財産承継方法としての信託と相続法

(報告者) 上 智 大 学 西 希 代 子

信託から、所有について考える

(報告者) 京 都 大 学 横 山 美 夏

イギリス信託法を支えるもの：国内の改革と国際的変革と

(報告者) 立 教 大 学 潤 箭 将 之

日本における民法の意義

(報告者) 東 北 大 学 水 野 紀 子

質疑応答

○ 閉 会 17:10

4. 懇親会

学会終了後、次により懇親会を開催いたします。

日 時：当日 17:20～19:00

場 所：近畿大学 BLOSSOM CAFÉ（ブロッサムカフェ）2階（後掲案内図ご参照）

会 費：3,000円（会費は、当日受付にて申し受けます。）

5. その他

(1) 研究発表会報告者の報告資料は、6月初め頃、信託法学会のホームページ (<http://wwwsoc.nii.ac.jp/jaltrust/>) に掲載予定です。

(2) 昼食につきましては、会場周辺の一般食堂をご利用ください。

(事務局からのお願い)

平成23年度の会費（4,000円）は、5月末までに次のいずれかの方法によりご納入ください。

- 郵便振替 00120-0-185924 信託法学会
(同封の払込用紙をご利用ください。)
- 銀行振込 三井住友銀行麹町支店 普通預金 口座番号：5087891

口座名義：信託法学会理事長 能見善久

おって、お手数ですが、ご出欠の予定を同封のはがきにて5月20日（金）までに事務局あてご回報くださいますようお願い申しあげます。

信託法学会事務局

〒100-8699 東京都千代田区大手町2丁目6番2号

日本ビル内郵便局私書箱第55号

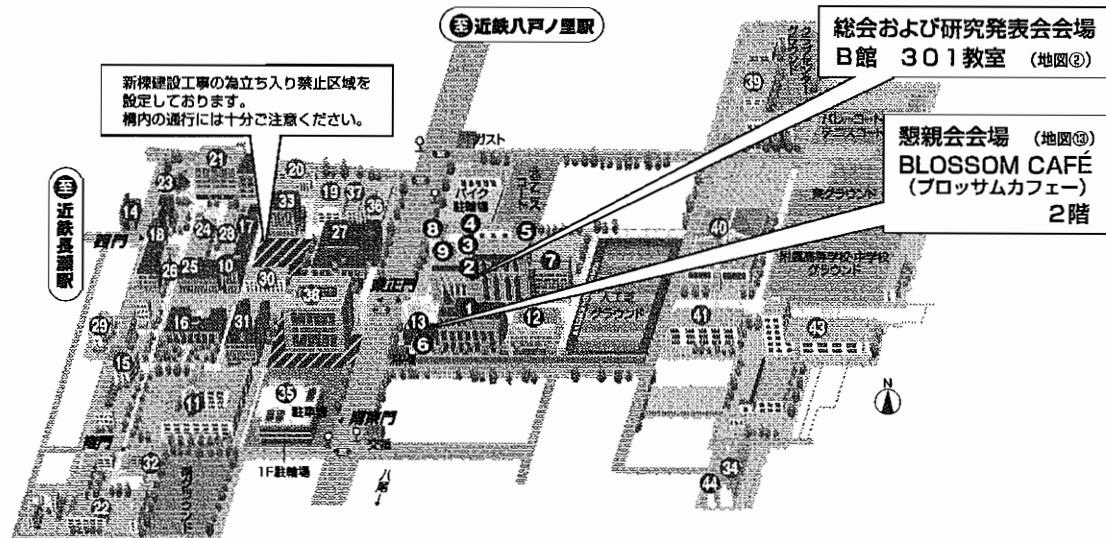
TEL 03-3270-9714

ホームページ <http://wwwsoc.nii.ac.jp/jaltrust/>

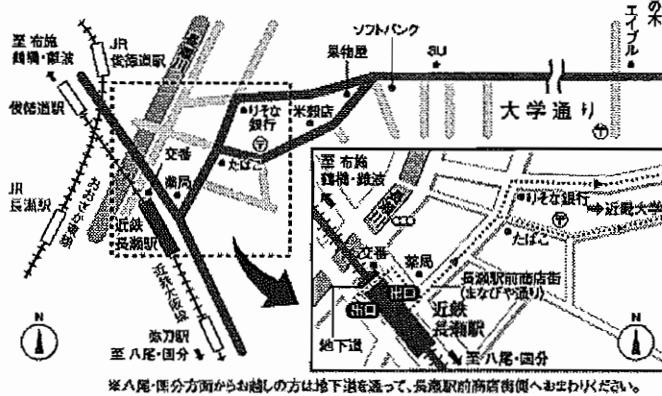
E-Mail sintakuhougakkai@hotmail.co.jp

会場案内

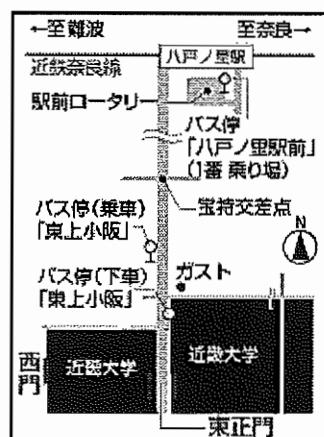
- 開催日：平成23年6月11日（土）10時30分～17時10分
- 場所：近畿大学本部キャンパス 大阪府東大阪市小若江3-4-1
Tel 06-6721-2332（代）
- 総会および研究発表会会場：B館 301教室
- 懇親会会場：BLOSSOM CAFÉ（ブロッサムカフェ）2階



【近鉄大阪線・長瀬駅からの経路】



【近鉄奈良線・八戸ノ里駅からの経路】



<利用交通機関>

○新幹線新大阪駅から

- ・〈大阪市営地下鉄御堂筋線〉「新大阪」駅から「なんば」駅で近鉄奈良線に乗り換え
- ・〈近鉄奈良線〉「大阪難波」駅から奈良方面〔各駅停車〕乗車
 - ①「八戸ノ里」駅下車、徒歩18分。タクシー、または、バス：金物団地行き「東上小阪」下車
 - ②「鶴橋」駅で近鉄大阪線に乗り換える。ホーム向かい高安または河内国分方面〔各駅停車〕。「長瀬」駅下車、徒歩15分（バス・タクシーなし）

研究発表会（資料）

平成18年信託法改正と信託業務

社団法人信託協会 岡本康二

個人を受託者とする信託の課題と対応策に関する考察

りそな銀行 野口雄介

シンポジウム「民法から信託を考える」

民法の空洞化？：財産承継方法としての信託と相続法

上智大学 西希代子

信託から、所有について考える

京都大学 横山美夏

イギリス信託法を支えるもの：国内の改革と国際的変革と

立教大学 深瀬将之

日本における民法の意義

東北大学 水野紀子

研究発表会報告者の報告資料は、6月初め頃、信託法学会の
ホームページ (<http://wwwsoc.nii.ac.jp/jaltrust/>) に掲載予定です。

平成 18 年信託法改正と信託業務

社団法人信託協会 岡 本 康 二

昨年の信託法学会シンポジウムでは、平成 18 年信託法について、法理論と実務との両面から検証が行われた。

平成 18 年信託法において創設された新たな類型の信託については、福祉の分野を中心に様々な場面での活用が期待されているところであります、日本弁護士連合会、日本司法書士連合会をはじめ様々な機関で、信託の活用等に係る研究、研修等が行われています。

信託協会では、信託の新たな活用方法や信託活用のうえで障害となっている事項について研究・整理を行うことにより、信託の一層の活用拡大を図り、更なる信託の普及・発展に寄与することを目的に、「信託の活用拡大に関するワーキング・グループ」という会合を新設し、信託の新たな活用方法の調査・研究、信託活用の上で障害となっている事項についての研究・整理等を行ってきた。

具体的には、平成 18 年信託法で新設された新類型の信託について、その活用状況の確認、活用のメリット・デメリットの整理、活用されていない場合には、その原因等の分析を行った。

そこで、本報告では、上記により調査・整理した内容に基づき、活用事例等の実務の状況を報告するとともに、あわせて社会・経済構造や環境の変化に対応した信託の活用という観点から検討を進めている新商品の動向等を紹介する。

個人を受託者とする信託の課題と対応策に関する考察

りそな銀行 野口 雄介

新聞記事や一般向け書籍を通じて紹介されるなど、高齢化社会の到来を迎えて注目されつつある信託スキームとして、個人が老後の財産管理や死後の資産承継を目的として自分の財産を信託する「個人信託」が挙げられる。ここでの個人信託とは、信託の委託者に着目した呼称と考えられるが、受託者に着目すると、信託銀行や信託会社といった法人が受託する「商事信託」パターンのほか、委託者の親族や専門家といった個人が受託する「民事信託」パターンも考えられる。

平成18年改正信託法では受託者の義務に関する規定の任意法規化がなされ、受託者の善管注意義務・分別管理義務・忠実義務等について、原則として当事者間の契約により軽減することが可能となったが、商事信託の担い手である信託銀行や信託会社は、信託業法の規制に服しており、信託法上の各種義務の緩和が許されていない。一方、民事信託の受託者（個人受託者）は信託業法の規制を受けず、デフォルトルールたる信託法の規定に従うことになることから、任意法規化の恩恵を完全に享受することができる。

個人を受託者とする信託には、信託銀行や信託会社が取り扱うことが難しい信託財産を対象としたり、委託者の当初意向や受益者の状況をごく身近に把握したうえで信託事務を行うことができるというメリットがある。また、専門家が個人の立場で信託を引き受け、その専門性を活かして信託事務を行うことも考えられる。

しかし、専門家ではない個人受託者の場合には、信託財産を適切に管理・運用するためのノウハウに乏しいケースも考えられることから、各種の義務が無条件に緩和されることは受益者保護の点で望ましくない。一方で、義務を緩和する余地があったことを認識しない個人受託者が、その管理能力に見合わない厳格な義務を負った場合、信託事務を行うなかで無自覚に義務違反を犯してしまい、委託者や受益者に不幸な事態が発生するおそれがある。したがって、個人受託者の信託事務に係るメルクマールのようなものが必要と考える。

そこで、本報告では、個人を受託者とする信託について幾つかの想定事例を挙げ、信託法の任意法規性を踏まえた各種義務の緩和（場合によっては加重）といった論点を中心に実務的見地から法解釈検討を行ったうえで、解決の方向性を提示したい。

民法の空洞化？：財産承継方法としての信託と相続法

上智大学 西 希代子

高齢化社会を迎えた今日、民法が予定する相続制度では実現不可能な財産承継を可能にする仕組みとして、信託に熱い視線が向けられている。特に、中小企業の事業承継、老後を支えてくれた子への遺産の一括移転、心身に障がいのある子どもの生活保障などの場面において、信託の果たしうる役割は大きいと考えられる。しかし、日本相続法の理念の表れとも言える遺留分制度と信託との関係など、民法と信託法との関係は、未だ必ずしも明確ではなく、それが信託の普及を妨げる一つの要因にもなっている。

そこで、本報告では、まず、現在の問題状況を確認する。そのうえで、ありうる解釈方法を提示しつつ、民法と信託法との関係を考える上で避けて通れない問題、すなわち、真の争点を明らかにすることによって、信託の可能性とその限界について検討したい。

1. はじめに

2. 民法上の財産承継制度と信託を用いた財産承継

- (1) 民法上の財産承継制度
- (2) 信託を用いた財産承継

3. 信託への期待とその限界

- (1) 最善の？最後の？手段としての信託への期待
- (2) 信託の前に立ちはだかる民法—遺留分制度

4. 信託の可能性と課題

- (1) 民法との調整
- (2) 真の争点
- (3) その他の問題

5. おわりに—民法の空洞化か、民法の理念の放棄か

信託から、所有について考える

京都大学 横山美夏

信託の構造は、財産の帰属、財産に対する権能、財産からの利益享受などに関して、一般的な所有と異なるため、信託と所有に関する民法の原則との整合性が問題となる。しかし、翻ってみると、所有に関する民法の原則は、あまりに明白と考えられたのか、その内容および根拠、射程について十分に議論されてきたわけではない。したがって、信託は、民法における財産の所有の原則について検討するための有用な素材でもある。

そこで、本報告では、まず、信託財産の性質を中心に、民法における所有の意義および信託との関係について検討する。そのうえで、信託による財産承継を例に、財産の所有をめぐる法律関係において問題となる点について考察したい。

1 はじめに

2 信託財産の性質

- (1) 所有の意義
- (2) 信託と所有

3 信託による財産承継

- (1) 委託者の財産との関係
- (2) 受益者との関係

4 おわりに

イギリス信託法を支えるもの：国内の改革と国際的変革と

立教大学 溜 箭 将 之

イギリス信託法の分かりにくさは、その多面性、内容の多様性にある。財産を柔軟に管理・処分する自由を標榜しつつ、同時に家産の承継を図るパターナリズムを残す。関係者間の衡平を図るとしつつ、脱法行為の片棒を担ぐ。しかしその多面性・多様性こそが、イギリスの信託のダイナミズムでもある。これをノン・チャリタブル目的信託の展開を素材に例解したい。

イギリスの伝統は、私的信託のコアに、受託者の義務を裁判所でエンフォースする受益者を置く。委託者による信託のコントロールにも懐疑的だった。しかし1969年、第一審裁判所の判決で、信託財産をある会社の従業員の福利のために運動場として維持すべし、と設定された信託が有効とされ、事態は流動化する。受益者の存在が希薄な信託が、いわゆるオフショア諸国（多くは英領や旧イギリス植民地）での立法で広がり、国際的な資産や現金の流れの加速とともに、会社の資産流動化に、富裕層の資産隠しに利用されてゆく。しかしイギリス本国では依然として、こうしたオフショア信託の承認執行に対する疑義が強い。ことの性質上、オフショア信託は裁判所など公の場での吟味を嫌う。実務は進行する中、裁判所も学界も依然として、限られた判例の射程を慎重に吟味している。こうした展開をどう理解したらよいのか？その背後に作用する力は何か？

新信託法の運用が進み、今後は国際的な展開も課題になると考えられる中で、一步下がって比較法的観点から検討を加え、国境を越えた信託法の動態に迫りたい。

1. はじめに：イギリスのトラスト理解の難しさ
2. トラストの多面性と流動性
 - (1) 自由とパターナリズムと
 - (2) 正義と脱法と
 - (3) イギリス社会の大衆化
 - (4) イギリスの国際化・商業化
3. トラストの担い手
 - (1) 法曹と裁判官
 - (2) 学界とトラスト
4. ノン・チャリタブル目的信託を例に
 - (1) ノン・チャリタブル目的信託の誕生
 - (2) オフショア・トラストの功罪
 - (3) トラストのコア
 - (4) オフショア・トラストの承認執行
5. まとめ：日米との比較を交えて

日本における民法の意義

東北大学 水野紀子

民法は、市民社会における人々の共存のルールの基本法である。文化の共有による秩序が不可能になった広大なローマ帝国のもとで、異なる「文化」の人々を平和に秩序づけるために、「文明」として成立した民法は、相互に矛盾する多くの正義を内包しつつ、全体で矛盾がないように体系化された、妥協と共生の秩序である。

またこのような民法の一部をなす相続法は、一国の価値体系を代表する制度である。日本の相続法は、どのような価値体系を代表するといえるだろうか。日本民法は、遺留分に代表されるフランス法の厳格な平等要請を継受した。しかし同時に、明治民法は、家督相続というおよそ遺留分の理念と相反する一子相続制度を創設した。現行民法も、家督相続の廃止後も、民九〇二条の指定相続分制度、民九〇六条の柔軟な遺産分割基準や相続人間の合意の広範な自由、民一〇四三条の遺留分放棄などにみられる不平等への寛容さをもっている。判例もまた、遺留分を相続法の公序として例外なく強力に適用するが、それと同時に、相続分を自由に改変できる「相続させる」旨の遺言を承認する。そして日本法は、これらの対立をまんべんなく調整する相続法体系を構築することにはあまり関心を示さず、むしろ、被相続人の処分の自由を承認し、当事者の自治に相続紛争の解決を委ねる。

二十世紀はじめから今日までの欧米諸国の相続法改正における最大の特徴は、配偶者相続権の拡大傾向であった。産業構造の変化と高齢化によって、相続財産の必要性は、子どもの生存や職業の保障から生存配偶者の老後の生活保障へと、主たる任務が変わったからである。配偶者相続権の強化によって、順次相続のニーズ、すなわち生存配偶者から子への確実な移転のニーズも、より強いものとなった。いったん生存配偶者の老後の保障に相続財産を用いるとしても、生存配偶者の死後は、生存配偶者の実方の血族ではなく、夫婦間の直系卑属や夫の血族へ渡したいという順次相続のニーズは、相続法に伝統的なものである。ドイツ法やフランス法は、もともとあった後位相続や用益権などの手段の他、相続法の改正立法によってこのニーズに応えてきた。しかしこれらの立法は、相続法体系内の調整として行われたものであり、被相続人の処分の自由と遺族の保護という対立する要請を両立させると同時に、対外的な関係との調整も行うものであった。

日本法は、繼伝処分の禁止は受け継いだものの、その例外を設けていなかった。そこで信託法改正においては、このニーズに応えるという理由が強調された。しかし英米法の信託制度は、もともと相続法の潜脱手法を起源とするものであり、処分者の意思が最強であって遺留分を知らず、遺言の自由を貫徹するとともに、その弊害に対しては裁判所の強力なコントロール権能に依存するという、およそ大陸法や日本民法とは異質な法体系である。改正された信託法と、フランス相続法を主として継受した日本相続法との体系的調整は、至難な課題となっている。

- 1 はじめに・・民法の意義
- 2 日本相続法の展開の歴史とその特徴
- 3 信託法立法と相続法との衝突